

(新規採用された方へ) 【名古屋大学東山地区】

研究助成金とは

研究助成金

研究者あるいは研究グループに対する
研究助成財団等からの学術研究助成金

寄附金

本学における学術研究や
教育の充実などのために民間企業、団体、個人から現金などを受け入れる制度

研究費の個人経理は認めていません。

補助金、受託研究費、研究助成金など

※研究助成金も、寄附金として本学に寄附手続きを行い、
本学により経理管理(機関経理)を行うことが必要です。

寄附金ホームページ



<https://jigyoka.aip.nagoya-u.ac.jp/contents/1250.html>

東海国立大学機構 名古屋大学
教学事務部門研究協力部
研究事業課外部資金グループ第一
g-kifukin【at】t.mail.nagoya-u.ac.jp

研究助成金の機関経理手続き

[研究助成金が採択された場合]

- ・財団等から研究助成金の採択結果が届いたら速やかに研究事業課担当者（以下「担当者」という）にその写しを提出してください。担当者は、財団等への研究助成金の納入依頼書送付など必要な事務手続きを行います。
- ・名古屋大学（以下「本学」という）では研究助成金の入金先は教員個人口座ではなく、原則本学の口座としています。教員個人口座しか認めない財団等であっても担当者が財団等に連絡します。教員個人口座に入金された場合も速やかに本学への寄附受入手続きを行ってください。
- ・財団等の募集要項を十分確認の上、研究助成金の使用を開始してください。本学では特に財団等の定めがなければ、採択通知日より研究助成金（寄附金）を使用開始できることとしています。

[用語解説]

研究助成金:研究者あるいは研究グループに対する研究助成財団等からの学術研究助成金。特定分野を助成するものが多く、海外旅費助成、学会開催助成、留学助成、大型の研究助成や特定分野に限っていないものなど様々な種類がある。

寄附金:本学における学術研究や教育の充実などのために民間企業、団体、個人等から現金や有価証券など（不動産含む）を受け入れる制度。研究助成金も含まれる。

機関経理:寄附金として本学に寄附手続きを行う、受託研究として本学で契約締結手続きを行う、補助金として本学に受入手続きを行うなどの手続きを行い、本学により経理管理を行うこと。ここでは主に「本学に寄附手続きを行い経理管理すること」をいう。

個人経理:個人の通帳や現金、本学が認めていない通帳で管理すること。本学では、研究費の個人経理は認めておらず、非常勤研究員や特任教員であっても機関経理が必須である。

財団等:研究助成の公募を行い、研究助成金を配分している研究助成財団（公益財団法人、財団法人等）

[必ずしも機関経理が必要でない場合]

研究助成金には様々な種類があるため、必ずしも機関経理が必要でない場合があります。判断に迷ったら必ず担当者にご相談ください。

1. 学術賞
2. 学会等の開催経費（学会経理）
3. 本学教職員として在籍していない場合
4. 出版助成
5. 共同研究者（私立大学等）の使用分

1.学術賞

研究の遂行を目的とするものでない、業績に対するいわゆる学術賞。例えば、ノーベル賞、日本学士院賞、日本学士院学術奨励賞、日本学術振興会賞、中日文化賞など。受賞者に研究報告、会計報告などを求められないもの。

賞と名がつくものでも申請時に研究計画や経費計画、終了後に研究報告や会計報告などが必要なものは研究助成金であり、機関経理が必要。学術賞の賞金を本人の意思に基づき機関経理することは可能。

2.学会等の開催経費(学会経理)

本学の業務外での学会等の会議を開催するために受け入れる助成金。学会等が独立して経理を行っており、本学施設を有料で使用又は本学施設外で開催されるもの。（学会経理）

学会等が本学の施設を利用して会議を開催する場合で、学会等の運営資金の一部を本学教職員が経理委任され、本学教職員が経理管理することは可能であるが、学会等が会議の主催者である場合は、本学の施設を無料で使用することはできない。

学会等と本学との共催等であり、本学事業の一貫として本学の経費から支出しており、学会等以外の第三者の財団等から研究助成金を受領した場合は、機関経理が必要。

学会等と本学との共催等であっても、学会等の運営資金の一部を本学教職員が経理委任され、その経理報告を学会に行うものであり、かつ本学の業務外と明確になるものは、機関経理は不要。（学会経理）

3.本学教職員として在籍していない場合

財団等からの研究助成金を受け取った時点で、大学院生、留学中（休職による）であり、すべての研究助成金をその期間に使用するもの。

受領時が大学院生であってもその後本学教職員になり残額がある場合は、機関経理が必要。

大学院生が本学教員と共に研究を行うために獲得した研究助成金であり、大学院生の自主的な意志に基づき機関経理を依頼され、個人経理が適当でない場合（試薬や実験機材を購入するなどの研究費）は、機関経理が必要。

その他、本学からの経費が一部でも支出される場合も機関経理が必要。

4.出版助成

出版助成金の全額を出版社に支払うもの。

その出版に関して本学からの経費が一部でも支出される場合は、機関経理が必要。

5.共同研究者(私立大学等)の使用分

財団等の研究助成金申請書に共同研究者が明記されており、その共同研究者が私立大学等に所属しており、その機関が機関経理を行わないもの。具体的な事務手続きは担当者に確認してください。